

「救急の日」及び「救急医療週間」について

救急医療に関する国民の知識及び技術の水準をより向上、充実させるためには、医療関係団体はもとより、民間団体や国民各位のご協力をいただき、救急医療に関する普及啓発を図ることが不可欠であります。

こうした趣旨のもとに、厚生労働省と消防庁は、「救急の日」(9月9日)及び「救急医療週間」を設定し、地方公共団体、日本医師会、一般社団法人日本救急医学会及び全国消防長会と協力して毎年共催事業を行い、救急医療関係者の意識の高揚を図るとともに、救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深めるための活動を行っております。

この救急医療週間の中央行事の一環として「救急の日2011」を厚生労働省、消防庁、日本救急医学会及び財団法人日本救急医療財団の共催により下記のとおり開催いたしますので、多くの方々にご高覧いただきますよう、ご案内申し上げます。(詳細については別紙をご参照ください)

また、厚生労働省においては、長年にわたり救急医療の確保、救急医療対策の推進に貢献した団体及び個人に対し、毎年「救急の日」に厚生労働大臣表彰を行っており、本年も下記により表彰式を行いますので、あわせてご案内申し上げます。

<記>

1. 救急の日2011

(1)期 間:平成23年9月9日(金)～10日(土)

9日 10:30～19:00

10日 10:00～17:00

(2)場 所:有楽町駅前広場

2. 平成23年度救急医療功労者厚生労働大臣表彰式典:(略)

「救急の日2011」の開催について

1. 目 的

(1)「救急の日(9月9日)」及び「救急医療週間(9月4日～10日)」の活動の一環として、国民の救急、防災に対する意識の高揚を図る。

(2)救急・災害現場で活躍している医療関係者、救急隊員、救急救命士、ボランティア等の活動を広く国民に知らせることにより、救急医療、救急業務、小児救急、災害救助等に対する正しい理解の普及向上に資するとともに、自主防災思想の普及啓発を図る。

(3)救急蘇生法についての正しい知識、技能の普及啓発を図り、「いざ」というとき、誰もが応急手当を行うことにより、傷病者の救命率の向上等に寄与する。

2. 主 催

厚生労働省、消防庁、財団法人日本救急医療財団、一般社団法人日本救急医学会

3. 主要イベント

○開会式

平成23年9月9日(金)10:30～10:40

＜出席予定者＞ 厚生労働省医政局長、消防庁長官

日本救急医学会代表理事、日本救急医療財団理事長

＜式次第＞(略)

○タレントによる心肺蘇生法の実演など

平成23年9月10日(土)11:30～12:30

＜出演者＞ 加藤 紀子

＜内 容＞ AEDの使用を含む心肺蘇生法の実演など

○DMATイベント「災害時の救助活動:災害救急救助演技(DMAT)」

平成23年9月9日(金)16:00～17:00

＜出演者＞ 独立行政法人国立病院機構災害医療センター

＜内 容＞ 以下の場面における寸劇と解説

- ・災害現場における救出とCSM・トリアージ
- ・応急救護所における2次トリアージと応急処置

○トークショー

平成23年9月9日(金)14:30～15:30

＜出演者＞ 久野 譜也(筑波大学大学院人間総合科学研究科 教授)

＜内 容＞ 救急車のお世話にならないための1日10分、生活習慣病予防の健康トレーニング

4. 開催期間中の展示及びアトラクション

- (1)救急車の適正な利用について
- (2)救急蘇生法パンフレットの作成・配布
- (3)パネル及びポスターの展示
- (4)ビデオ上映並びに救急関係機器及び資材の展示
- (5)救急・災害関係機器の資材展示
- (6)救急蘇生法の実演及び実習指導
- (7)救急救命処置等の実演
- (8)小児救急電話相談事業の展示
- (9)救急に関するクイズ実施